

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく、農業者等の協議が行われたので、同項の規程により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

三春町長 坂本浩之



1 協議の場を設けた区域の範囲

- (1) 狐田地区
- (2) 過足地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(1) 狐田地区

① 経営体数

個人 2経営体

② 中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計

7.9ヘクタール

(2) 過足地区

① 経営体数

個人 3経営体

② 中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計

12.8ヘクタール

4 その他の記載事項

対象地区の課題、中心経営体への農地の集約化に関する方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備への取り組み方針については、人・農地プラン本書を参照のこと。